**障害児福祉手当についてのご案内**

　２０歳未満の重度障がい児で下記の①から⑩までの一つに該当している方が対象になります。
また、この手当とは別に、特別児童扶養手当の申請も行えます。

|  |
| --- |
| 1. 両眼の視力がそれぞれ０.０２以下のもの

※上記以外にも、視力障がいと視野障がいが重複していると、基準に該当する場合があります。1. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できない程度のもの
2. 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
3. 両上肢の全ての指を欠くもの
4. 両下肢の用を全く廃したもの
5. 両大腿を２分の１以上失ったもの
6. 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
7. 前各号に掲げるもののほかに、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
8. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの |

【必要なもの】　①障害児福祉手当認定請求書

②障害児福祉手当（福祉手当）認定診断書

③障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届

④同意書

⑤口座振替申出書（受給資格者ご本人名義の通帳）

⑥委任状（申請者が手続に来れない場合）

⑦認印（朱肉を使用するもの）

⑧本人の収入がある場合は、その収入が分かるもの

⑨個人番号（マイナンバー）書類（本人、保護者分）

⑩本人確認書類（保護者が手続きする場合は保護者の本人確認書類）

【申請窓口】　橋本市福祉課　障がい福祉係（Tel：０７３６－３３－３７０８）

【審査から決定まで】

審査には約２週間から１ヶ月程度かかることがあります。認定となった場合、申請月の翌月から支給開始となります。支払月は、２月、５月、８月、１１月の１０日に前月分までを本人名義の口座に振り込みます。

【支給金額】　月額１４，８５０円（令和４年度）

【資格喪失】施設等に入所した場合、２０歳となった場合、障害年金を受給した場合など

|  |  |
| --- | --- |
| 児童施設 | 乳児院、児童養護施設、医療型・福祉型障がい児入所施設、以上の施設と同様な治療等を行う指定医療機関 |

【支給制限】本人又は家族の所得が一定の限度額を超える場合、手当の支給が停止されます。